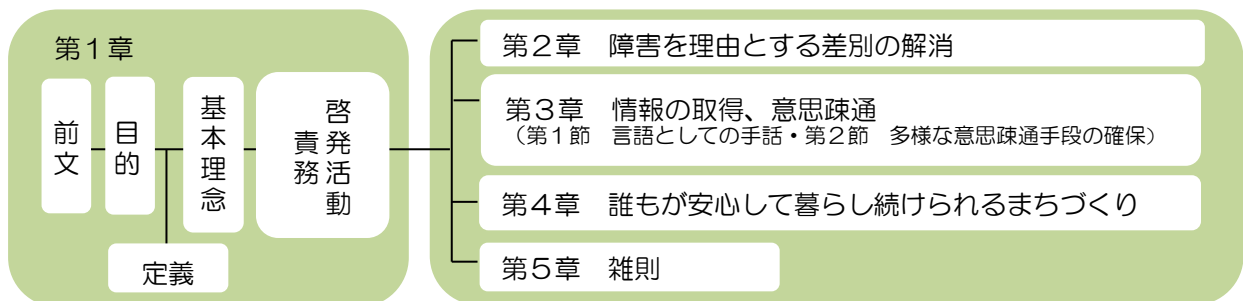


茨木市障害のある人もない人も 共に生きるまちづくり条例

【概要】

～みんなで取り組む
「誰もが安心して暮らし続けられる
まちづくり」～

【茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例の構成】



茨木市健康福祉部障害福祉課

第1章

総則（目的・基本理念・責務など）

どうして条例が必要なの？

わたしたちの毎日の暮らしの中で、障害のある人がいろいろな社会的障壁（バリア、困りごとなど）によって、生きづらさや差別を感じることもあります。障害のある人もない人も、みんなが安心して暮らすためには、市、市民・市民活動団体、事業者のみなさんが互いに協力して、まちづくりを進める必要があります。みんなの取組が、「共に生きるまち茨木」を実現するのです。

この条例は、障害のある人もない人も、“誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり”に取り組むための、みんなのルールです。

目的（第1条）

この条例は、“誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり”についての考え方や、市と市民・市民活動団体、事業者の皆さんの取組内容等を示し、“共に生きるまち茨木”を目指すためにつくられました。

基本理念（第3条）

この条例において、みんなが取り組む“誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり”の基本となるものです。

みんなが取り組む、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり！

みんなが障害を理解し、暮らしの中のバリアをなくします

障害のある人が必要なコミュニケーションや情報を集める方法などを選ぶようにします

障害のある人がいろいろな活動に参加できるようにします

障害のある人もない人もつながり、支え合い、障害のある人がゆたかに暮らせるように施策をすすめます

障害を理由とする差別をなくすため、みんながお互いを理解し、合理的配慮に取り組めます



「共に生きるまち茨木」の実現へ！

社会的障壁（バリアなど）とは

障害のある人が、段差や階段などの“物”だけではなく、毎日の生活の様々なところで暮らしづらいと感じること、それらがバリアになります。例えば次のようなことがあります。

理解不足・差別・偏見

通行しづらい道路
利用しづらい施設

利用しづらい
制度など

障害がある人を意識していない
習慣（ルール）や文化など

市、市民及び市民活動団体並びに事業者の責務(第4条・第5条)



この条例をもとに、市は何をするの？

わたしたち市民や事業者の人は何をするの？



市の責務



市は、基本理念にそって、市民や事業者のみなさんが障害について理解できるように啓発したり、障害のある人が差別を受けたり、嫌な思いをすることがなく、誰もが安心して暮らし続けられるよう取り組んでいきます。

共に生きる まち茨木の 実現！

市民及び市民活動団体の責務



市民や市民活動団体、事業者のみなさんは、基本理念にそって、障害について理解を深め、必要な配慮により、ハード（物など）、ソフト（ところなど）の環境を整え、障害のある人もない人も”誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり”に、出来ることから、取り組みます。

事業者の責務



障害を理由とする差別って何？



どんなことが差別になるの？

例えば、こんなことがあるよ。



不当な差別的取扱い

- 障害を理由にサービスの申し込みを受け付けない。



- 障害を理由にレストランへの入店を拒否する。



合理的配慮の不提供

- 筆談を申し出たが断られた。



- 階段や段差で移動できないため、協力を申し出たが断られた。



合理的配慮とは

障害のある人が、くらしの中で、バリアなどのさまたげとなるようなことから取り除くために、必要な工夫などを行うことです。

第2章

障害を理由とする差別の解消

差別の禁止（第7条）

	不当な差別的 取扱いの禁止	合理的配慮 の提供
行政機関	法的 義務	法的 義務
民間 事業者	法的 義務	条例上 の義務

民間事業者の合理的配慮の提供は、障害者差別解消法では”努力義務”だね。



そうです。市では、市民のみなさんが安心して暮らせるように、条例で、民間事業者の合理的配慮についても義務としています。



正当な理由・過重な負担

正当な理由や過重な負担があるときは差別にあたりません。どうしても対応できないときは、その理由をきちんと説明し、障害のある人へ理解を求めましょう。

【正当な理由判断基準例】安全の確保、財産の保全、事業内容等の維持、損害発生防止など

【過重な負担判断基準例】事業への影響、実現可能性、費用負担の程度、事務・財務状況など

例えば、危険や損害が発生する、構造的に改修ができないなどの理由や事業への経済的影響、業務の人的影響などの負担が大きすぎる場合など、個別の事案ごとに、話し合いの中で、差別にあたるかどうか総合的・客観的に判断する必要があります。



話し合い、何ができるのか、お互いに考えましょう！



お互いに一方通行なやりとりは望ましくありません！



何の説明や検討もなく、対応しない。



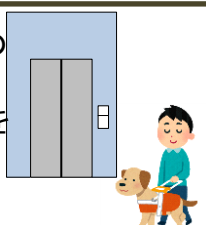
何としてもやってほしい。

みんなができることはたくさんある！合理的配慮の具体例

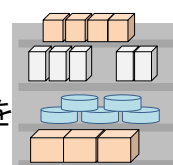
車いす利用者が段差を乗り越えるときキャスター（前輪）を上げるのを手伝う。



エレベーターの開閉ボタンや行先階ボタンを代わりに押す。



スーパーなどで棚の高い位置に置いてあるものを代わりに取る。

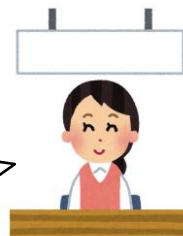


相談体制とあっせん・勧告・公表（第8～13条）



もし、障害を理由に困ったことが起きたり、嫌な思いをしたときはどうすれば良いのでしょうか？

差別と思われる出来事が起こってしまったときに、相談に応じます。次の相談の流れをご覧ください。



相談



①相談

障害を理由として差別を受けたと感じたときや、差別かどうか分からなくても嫌な思いをしたときは、担当窓口や身近な相談窓口までお気軽にご相談ください。

②助言・調整の手続き

相手方との調整が必要であれば、相談員が詳しい事情を相手方にも聴いたり、話し合いの場を持ったりして解決をめざします。



③あっせん等の手続き

助言・調整の手続きをしても解決しなかった場合は、あっせんや市長による勧告・公表など、解決に向けた取組を行います。
※あっせん等の手続きについては平成31年8月1日から開始します。



あっせんとは？

問題を抱えている人とその相手の人の間に入って、問題などがうまく解決するように助けることです。

茨木市障害者差別解消支援協議会（第14条）

条例により、障害者差別解消支援協議会を設置します。障害を理由とする差別をなくするための取組や啓発等のあり方のほか、あっせんを行う際は、あっせん案についても協議します。

あっせんの申立て



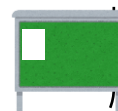
茨木市障害者差別解消支援協議会

あっせん

問題解決

解決しない場合

正当な理由がないのにあっせん案を受諾しないなどの場合に「勧告」を行うほか、勧告を受けた者の氏名などを「公表」することもあります。



こんなことが差別にあたります！障害を理由とする差別の具体例

障害を理由に、イベントや講演会などへの参加を拒否する。
（不当な差別的取扱い）



視覚障害のため書類の記入ができないのに、その場での記入を求める。
（不当な差別的取扱い）



障害を理由に催し物への参加の際、付き添いを必ず求めるなどの条件をつける。
（不当な差別的取扱い）



第3章

情報の取得、意思疎通（言語としての手話・多様な意思疎通手段の確保）

手話に対する理解の促進等（第15条）

市は、いろいろな方法で手話と言語としての手話への理解を広め、手話の普及に取り組みます。



手話って何？
手話が言えるってこと？



聴覚に障害のある人（ろう者）が話をしたり、物事を考えたりするときの言葉です。



わたしたちが、聴覚障害と手話を理解することからはじまるんだね。

日本語や英語と同じように、手話も言語です。手話が言語であるということが広まれば、聴覚に障害のある人が不自由なく社会生活を送れます。



手話に関する市の取組

- ・市には手話通訳者が設置されています。
- ・聴覚障害のある人と話がしたい、話を聞きたい時などは、市が派遣する手話通訳を利用できます。
- ・市が主催する行事には、手話通訳が付きます。



学校における手話に対する理解の促進等（第16条）

市は、市が設置する小、中学校において、聴覚障害のある児童・生徒が手話で学習できる環境づくりに努めます。障害のあるなしにかかわらず、児童・生徒、みんなが手話を理解できるように努めます。

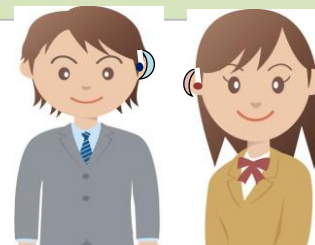
学校に手話で学べる環境があると・・・



聴覚障害のある児童・生徒の学習への理解が深まる。みんなが手話を覚えると、友達と楽しく遊べる。



聴覚障害があっても勉強ができる。社会性が身につく。



多様な意思疎通手段の普及等（第17条）

市は、障害の特性に配慮したいろいろなコミュニケーション手段を広め、みんながそれぞれの使いやすい手段でコミュニケーションができるように取り組みます。



多様な意思疎通手段
って何？

身体や、知的、精神障害のある人は、その人の障害の特性に合わせた方法でコミュニケーションをとっています。



●主な意思疎通手段

手話



点字



絵カード



意思伝達装置



その他にも、筆談（紙などに書いて話すこと）、音訳（文章を声で読んで訳すこと）、要約筆記（話の内容をその場で要訳して文字で伝えること）、平易な説明（難しくない言葉を使ったり、分かりやすく言い換えたりして説明をすること）、身振りなどがあります。

手話等を学ぶ機会の提供（第18条）

市は、関係機関と連携して、市民のみなさんの手話や要約筆記、点字、音訳を学ぶ機会の提供に取り組みます。

【市の学ぶ機会の取組】

- ・手話が学べる講座を開催しています。
- ・一定の人数が集まれば、ろう者と手話通訳者が手話を教えに行きます。
- ・市は、要約筆記や点字、音訳などを学べる機会を市民の皆さんに提供します。

意思疎通を支援する者の養成（第19条）

市は、1人ひとりに合ったコミュニケーション方法を選ぶように支援者を養成しています。

【市が開催している養成講座等】

手話講習会、点字講習会、要約筆記講習会、音訳講習会など

障害の特性に配慮した情報の発信等（第20条）

市は、障害のある人のためにいろいろな方法での情報発信などに取り組みます。

- ・伝言掲示板等で音声とともに、番号、字幕を表示。
- ・点字資料の作成、配布。
- ・音声とともに、手話通訳による情報発信。

市民及び市民活動団体、事業者の理解等（第21・22条）



わたしたち、
市民や事業者
は何をすれば
いいの？

聴覚障害や手話のことなどを知ってください。
そして、いろいろな障害の特性に応じて、いろいろなコミュニケーション方法があることを学び知り、一人ひとりに合ったコミュニケーション方法を活用してください。



第4章

誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり



市と一緒に、わたしたち市民や事業者の人たちも一緒に、障害のある人がどんな困りごとがあって、自分たちに何ができるのかを考えて、行動してみよう！

医療

障害のある人が医療を受けやすくします

市は、障害のある人が病院などで必要な配慮が受けられるように、医療機関の人に合理的配慮の提供について知ってもらえるようにします。



学習

学校で障害について学べる機会をつくります

市は、市立の学校で子どもたちに障害のことを詳しく知ってもらうための取り組みをします。



就労

障害のある人が働き続けられるようにします

市と事業者は、障害のある人が雇用され、働き続けられるように支援や職場環境づくりをします。



災害

災害や緊急時に障害のある人を支えます

市は、関係機関や事業者と協力して、災害や緊急の時に障害のある人を支援します。



バリアフリー

誰でも使いやすいよう施設や設備を整えます

市と事業者は、障害のある人も使いやすいように道路や建物などを整備したり、誰でも使いやすいデザインをまちに取り入れます。



共生

誰もがつながり支え合う地域づくりをします

市民は、障害のある人もない人もつながり、支え合えるような地域をみんなで協力してつくります。



その他にもこんな取り組みを進めます！

- 交流の機会の充実
- 市民等が活動を行うための情報提供等
- 保育等の実施
- 包括的な教育の実施
- 生涯を通した支援
- 障害福祉サービスの充実
- 移動手段の確保
- 交通安全の確保
- 社会参加の促進



いろいろな障害があることを学んだり、障害のある人もない人も交流できる機会があるといいよね。大人も子どもも障害のことを詳しく知ることによって、みんなが安心して暮らし続けられるまちにしていこう。

みんなが行きたいところに行けて、いろいろな行事に参加したり、働いたり、助け合ったりするためには、みんながつながり、支え合うことが大切なんだね。

